

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

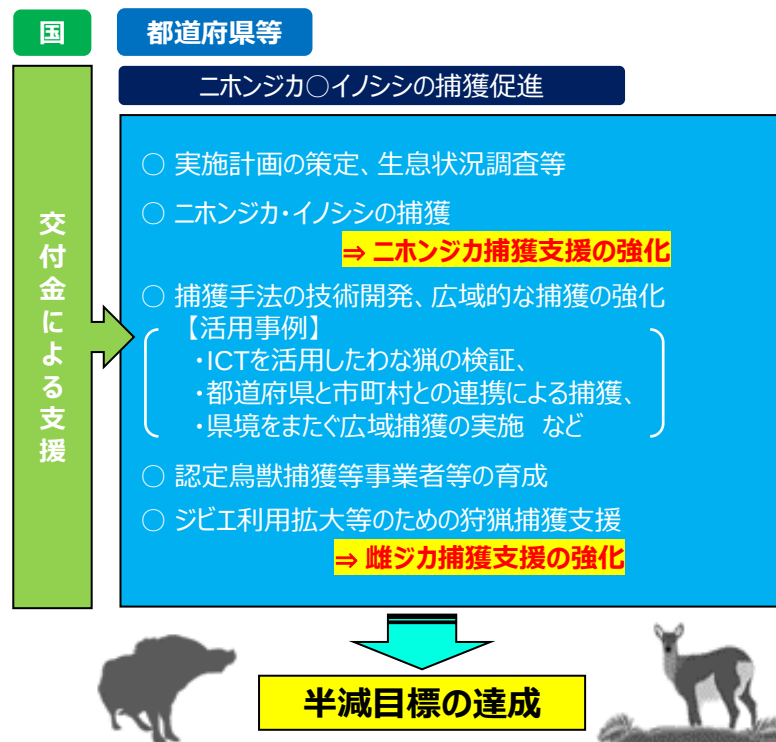
ニホンジカ・イノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する（特に半減目標の達成が困難なニホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要）。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（**ニホンジカ**・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（**捕獲個体の搬入への支援**・**捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助**）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、2 / 3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度（予定）

4. 事業イメージ



【参考】令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業交付金 交付対象メニュー

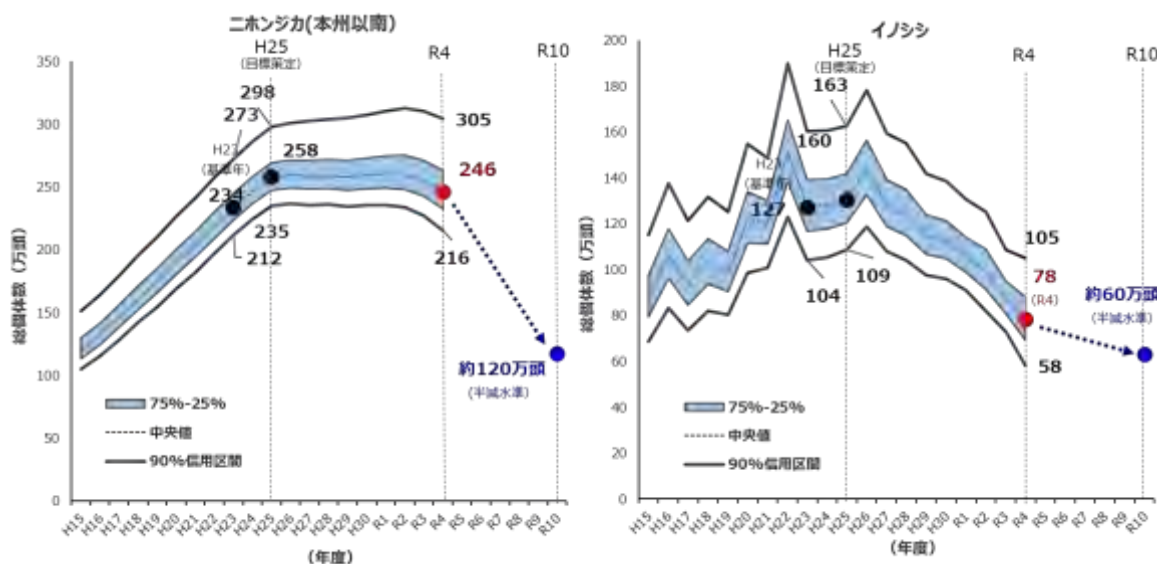
交付対象メニュー	内 容	交付対象 事 業 者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施	都道府県 協議会	都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	- 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 - 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県	事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭/kmを超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	<都道府県の場合> - 効果的な捕獲手法の技術開発等 - 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 - 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 <協議会の場合> - 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 - 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県 協議会	「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。 - ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。 - ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。 - 都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5 別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等	都道府県 協議会	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施	都道府県	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	- ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 - 狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等 - 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 - 狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施 （※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象）	都道府県	- ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各2頭目から支払い） 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 - 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 1頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各1頭目から支払い） - 処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

ニホンジカ・イノシシの半減目標



- ニホンジカ、イノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化。
- 平成25年12月、環境省と農林水産省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定。**ニホンジカ・イノシシの個体数の令和5年度までの半減**（平成23年度比）を目指し、捕獲対策等を強化。
- その結果、イノシシは順調に減少する一方、ニホンジカは未だ高い水準にあり、令和5年度の目標達成は難しい状況。
- このため、令和5年9月に環境省と農林水産省で、**目標の期限を令和10年度まで延長**することを公表。
- 環境省では、**指定管理鳥獣捕獲等事業**により、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲対策等を支援。

ニホンジカ・イノシシの推定個体数



【出典】環境省

※ 新たな捕獲データ等を追加して過去に遡って個体数を推定するため、今後の推定個体数も変化する可能性がある。

指定管理鳥獣捕獲等事業

- 都道府県が奥山等において実施する指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲対策等に対する交付金。
- 令和6年度予算額：合計25億円
（令和6年度当初2億円、令和5年度補正23億円）
- 令和5年度は44都道府県が本交付金を活用し、約5万8千頭を捕獲。



1979年



2009年

シカによる高山帯のお花畑の被害（南アルプス国立公園）

写真：増沢武弘氏

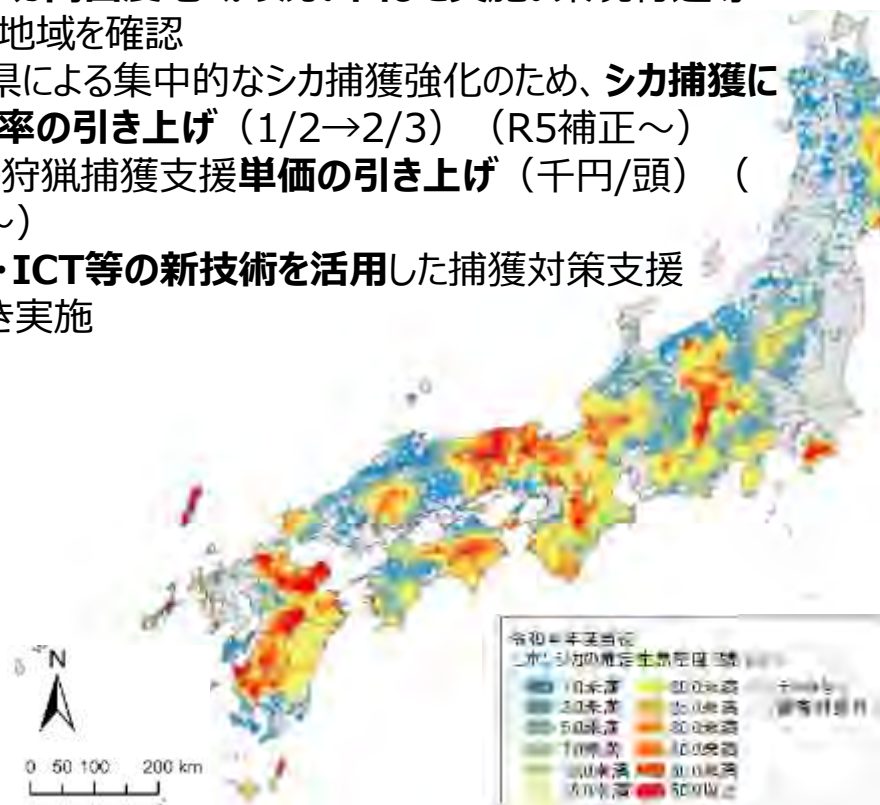
指定管理鳥獣捕獲等事業交付金による捕獲対策の強化

- シカの個体数を効果的・効率的に減少させるため、**高密度地域の洗い出し**を実施※。
- 都道府県による**奥山等の高密度地域における集中的・広域的な捕獲等**に対する支援を拡充。

※本州以南のシカ密度分布図掲載URL https://www.env.go.jp/press/press_02936.html

【シカ高密度地域での集中捕獲】

- 環境省では、令和2年度から本州以南でシカ糞塊調査を実施し、**シカ高密度地域の洗い出し**を実施。県境付近等で高密度地域を確認
- 都道府県による集中的なシカ捕獲強化のため、**シカ捕獲に係る補助率の引き上げ**（1/2→2/3）（R5補正～）
- **雌ジカの狩猟捕獲支援単価の引き上げ**（千円/頭）（R5補正～）
- **ドローン・ICT等の新技術を活用した捕獲対策支援**も引き続き実施



【出典】環境省

【県境をまたぐ広域捕獲の推進】

- 都道府県による県境付近の広域捕獲の支援を拡充し、**県境をまたぐ広域捕獲**を強化（R4～）

	地域	種類	開始年度
1	福島県・茨城県・栃木県	シカ	R1
2	福島県・栃木県	シカ	R4
3	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県	イノシシ	R4
4	兵庫県・鳥取県	シカ	R4
5	神奈川県・静岡県	シカ	R5
6	三重県・滋賀県	シカ	R5
7	徳島県・愛媛県	シカ	R5
8	宮崎県・鹿児島県	シカ	R6

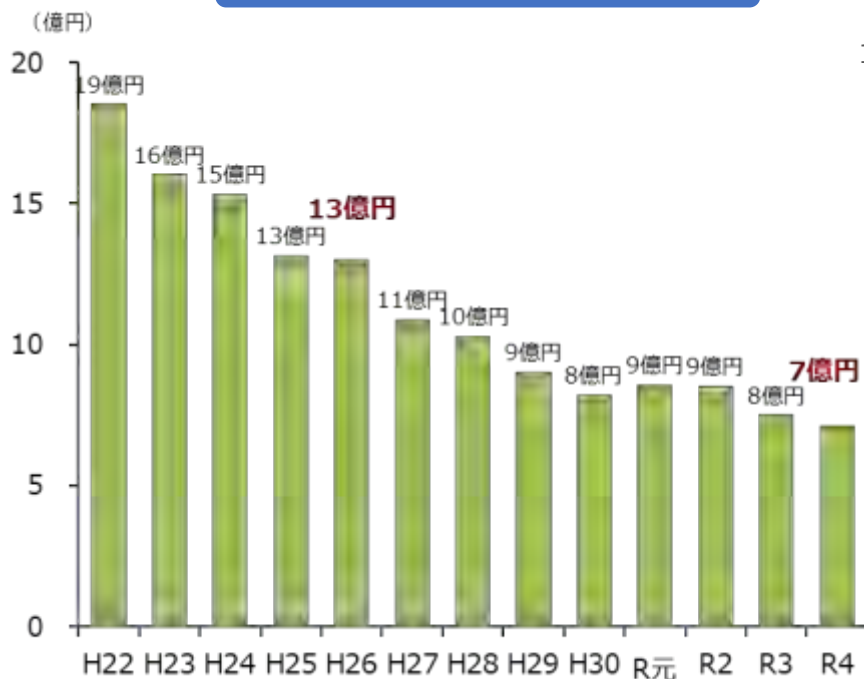
サルによる農作物被害の状況と今後の対策

- サルによる農作物被害の軽減に向け、平成26年4月に、環境省と農林水産省で、**サルの加害群※1の数を令和5年度までに半減**させる目標を設定。
- 比較可能な14府県※2の平成29年度及び令和4年度時点の特定計画等における**サルの加害群の数は微増**したが、追い払いや柵の設置等に加え、**加害性の高い群れ（加害レベル4及び5）の全頭捕獲**や**加害個体の捕獲を進め、農作物被害額は、平成26年度の13億円から令和4年度には7億円と約4割減少**。
- 今後は、**引き続き農作物被害の軽減を図るため、加害性の高い群れ（加害レベル4以上）を優先的に減少**させる。

※1 サルは群れ単位で行動するため、加害レベルに応じた群れ単位での対策が必要

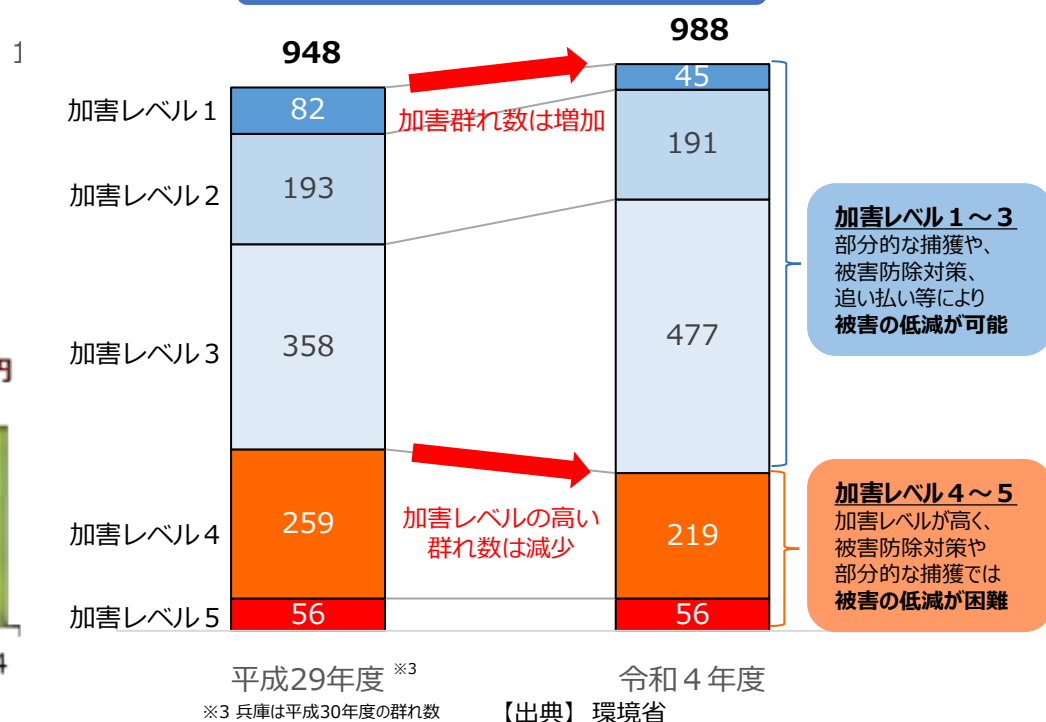
※2 青森、宮城、群馬、石川、福井、山梨、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、岡山、山口、徳島

サルによる農作物被害額の推移



【出典】農林水産省

サルの加害群れ数



ニホンザルの特定鳥獣保護・管理計画ガイドラインの改定について



- これまでの取組によって被害が軽減した地域も見られるが、ニホンザルの**生息数や分布域は増加・拡大傾向**にあり、依然として被害が発生している地域も見られる。
- このため、**特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）を改定**※し、都道府県による対策への技術支援を引き続き実施。

※令和6年5月31日に報道発表

【改定案のポイント】

1. 加害レベル4以上の群れの優先的な捕獲方針の明示

- **加害レベル4以上の群れ**について、**全頭捕獲を含め、優先的に捕獲を進める**。（ただし、管理を進める上で配慮が必要な地域においては配慮事項を踏まえて捕獲手法を検討・選択する。）

2. 捕獲実施の意思決定の簡略化

- 被害軽減を目的とした実効性のある計画的な捕獲を実施するため、4段階のモニタリングステップのうち、まずはステップ2（群れの位置・数・サイズ・加害レベルの把握）まで進めることを推奨。

3. 管理を進める上で配慮が必要な地域（※）（以下「要配慮地域」）の選定

- 被害軽減のために**積極的な個体群管理が可能な地域**（＝連続性が強固な地域）と**保護に配慮が必要な地域**（＝連続性が脆弱な地域）を都道府県が**判断する基準として、要配慮地域を選定**。

（※）要配慮地域…Enari et al.（2022）による解析結果を基に抽出した、個体群間の連続性が脆弱な地域。管理（捕獲）を進める上で、個体群の連続性と規模に配慮が必要な地域。

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマ類のすみ分けを図る。
- その実現に向け、「ゾーニング管理※1」、「広域的な管理※2」、「順応的な管理※3」の3つの管理を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- クマ類を指定管理鳥獣※に指定（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。都道府県等への技術的・財政的支援が必要。
- 捕獲に偏らない対策が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の誘引物の管理、電気柵の設置、追い払い、山林、耕作放棄地、移動ルートの緑地の刈り払い、緩衝帯の整備が必要。

出没時の対応

- 市街地等での銃による捕獲について、鳥獣保護管理法の改正も含めて、対応方針の検討・整理が必要。

人材育成○配置 他

- 都道府県・市町村への専門的な人材の育成・配置、捕獲技術者の育成・確保が必要。
- ICT等を活用した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- 過度な苦情への対応、四国個体群の保全強化等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- クマ類の生息状況、被害状況等について
- ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ピッキオ）
- 論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十音順

- 大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- 小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- 近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- 佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- 澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- 山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- 横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

環境省の主な取組

- 指定管理鳥獣の指定（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月16日に公布・施行
- 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充（クマ類の追加）
- 住居集合地域等での銃猟に係る鳥獣保護管理法改正の検討。

クマ被害対策施策パッケージ（令和6年4月15日公表）

環境省、農林水産省、林野庁、
国土交通省、警察庁

- クマ類の指定管理鳥獣への指定に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、国民の安全・安心を確保する。
- クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみ分けを図ることで、クマ類による被害を抑制する。

1. 人の生活圏への出没防止

- 人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる河川の生息環境管理の支援（国土交通省）

2. 出没時の緊急対応

- 都道府県・市町村による出没対応マニュアルの作成、出没対応訓練等の支援（環境省）
- ICT等を活用した出没情報の収集・提供等の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、科学的な情報発信の強化（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の調査・モニタリングの支援（環境省）
- 人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理の支援（環境省）
- 農地周辺でのクマ類の捕獲の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の専門的な人材の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）
- 捕獲技術者の育成・確保の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の保護区の設置（環境省）
- 針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病虫害被害の防除（林野庁）
- 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全（環境省、林野庁）

鳥獣保護管理法第38条に関する検討会



背景及び目的

- 令和5年度はクマ類による人身被害が過去最多を記録するなど、近年、クマ類やイノシシの市街地等への出没が増加。**現行法では迅速な対応が困難な事例も発生。**
- このため、令和6年2月に専門家による検討会が取りまとめた「クマ類による被害防止に向けた対策方針」において、鳥獣保護管理法で禁止されている住居集合地域等における銃猟について、「**法の改正も含めて国が早急に対応方針を整理**」することが提言された。
- これらを踏まえ、**鳥獣保護管理法第38条で禁止されている住居集合地域等における銃猟について課題の整理及び対応方針の取りまとめを行う。**

検討委員

伊吾田宏正 酪農学園大学農食環境学群 准教授（座長）
宇野 壮春 合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員
遠藤 聡太 早稲田大学法学学術院 准教授
佐藤 寿男 一般社団法人秋田県猟友会 会長（代表理事）
武田 忠義 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課
ヒグマ対策室 主幹
横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

※五十音順

想定される論点及びポイント

■ 現行法では対応できない状況

- 銃猟ができない住居集合地域等にクマ類やイノシシ（成獣）が出没した場合（特に膠着状態等の場合）
- 建物にクマ類が立てこもった場合
- はこわなにクマ類を捕獲した後の止めさし

■ 論点（案）

- 銃猟に伴う捕獲従事者及び住民等の生命又は身体への危険の管理の方法
- 役割分担と指揮系統
- 万が一事故が起きてしまった場合の責任の所在
- その他

検討スケジュール

（第1回）令和6年5月9日（木）

- ・ヒアリング（秋田県、札幌市）
- ・課題整理

（第2回）令和6年5月23日（木）

- ・対応方針（案）の検討

（第3回）令和6年 夏頃

- ・対応方針取りまとめ

鳥獣プロデータバンクのご案内

○鳥獣プロデータバンク

鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する**専門家を登録**し、地方公共団体等に**紹介**する取組。

○鳥獣プロデータバンク活用促進事業

地方公共団体等の皆様が、専門家の方々を研修や技術指導等の活動へお招きするための**謝金や旅費相当額を支援**。

○鳥獣プロデータバンクの専門家ができること

- 行政機関の計画策定の助言
- 捕獲・被害防止対策の指導
- モニタリング調査等の指導

活動レポート例

地域住民が主体となって取り組んだツキノワグマ対策



中山間地域である富山市庵谷地区において、地域住民とともに自主的に力キの木の伐採を行い、ツキノワグマの出没対策としての力キの木の伐採とその効果を県に報告した。その結果、新たに県の予算化が進み、他地区への取組波及に繋がった。



[赤座 久明 活動レポート PDF 590KB]